

京都市交通局管理規程第1号

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

平成19年5月18日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第7条を次のように改める。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札データが管理者の定める日時に遅れて到達したとき。
- (3) 入札保証金が管理者の定める額に達しないとき（再度入札（令第167条の8第3項の規定による再度の入札をいう。以下同じ。）を行う場合を除く。）。
- (4) 入札者が2以上の入札データ又は入札書を到達させたとき。
- (5) 入札者がインターネットを利用して入札データを送信した場合において、当該入札データの到達の日時において有効な電子署名及び電子証明書が付されていないとき。
- (6) 入札書の提出又は書留郵便による到達が管理者の定める日時に遅れたとき。
- (7) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (8) 入札書の金額の記載に訂正があるとき。
- (9) 入札書の主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。

(10) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。

(11) その他入札に関する条件に違反したとき。

第11条を次のように改める。

(入札の方法)

第11条 一般競争入札は、電子入札システム（公告、入札、開札その他の入札に係る情報を入力し、又は收受し、及び処理するため電子計算機、ソフトウェア及び付属機器から構成される情報システムで、本市が製作したものをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。ただし、電子入札システムを休止するとき、電子入札システムの全部又は一部を利用することができないとき、第32条の2に規定する特定調達契約を締結しようとするときその他管理者が別に定めるときは、入札データの到達に代えて入札書（第2号様式）を管理者に提出し、又は書留郵便をもって到達させることができる。

2 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用し、管理者が定める日時までに、入札データ（入札者の商号及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を電子入札システムに到達させなければならない。

3 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用して入札データを送信しようとするときは、当該入札データに電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、かつ、認定認証事業者（同法第8条本文に規

定する認定事業者をいう。)が作成した電子証明書(電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。)を付さなければならない。

第20条中「口頭又は文書で」を「インターネットを利用し、又は口頭若しくは文書により」に改める。

第32条の6第4項中「入札書が」を「入札データ又は入札書が」に、「前項」を「第3項」に、「当該入札書を」を「当該入札データ又は当該入札書を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定による指名は、別に定める文書により行うものとする。

附 則 (平成19年5月18日 交通局管理規程第1号)

(施行期日)

1 この改正規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この改正規程による改正後の京都市交通局契約規程の規定は、平成19年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(交通局企画総務部財務課)